

副 本

平成24年(ワ)第328号、平成25年(ワ)第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原告 北野 進 外124名

被告 北陸電力株式会社

令和7年9月16日

準備書面(37)

金沢地方裁判所 民事部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士

山 内 喜



同

江 口 正



同

池 田 秀



同

長 原



同

八 木



同

乾 と



同

川 島



目 次

第1	はじめに	3
第2	被告は令和6年能登半島地震も踏まえ新規制基準適合性審査 に適切に対応し本件原子力発電所の安全性を確保することとして いること	3
第3	原告ら第59準備書面に対する認否・反論	5
1	「第1 本書面の要旨」について	5
2	「第2 志賀原発周辺にある他の断層について、調査が不十分 であり、見落としや耐震性に関する評価過誤がある可能性が否 定できないこと（そして、今後も志賀原発の近傍を含む能登半 島では大規模地震が発生する可能性が依然としてあること）」に ついて	5
3	「第3 今回の地震で生じた地震動や地盤隆起が志賀原発周辺 で発生する可能性を一切考慮していないこと」について	12
4	「第4 志賀原発の敷地内断層に関する調査、検討が不十分で あること」について	15
5	「第5 志賀原発の施設や機器が実際には基準地震動や機器ご とに必要な耐震性を満たす設計や設置が行われていない可能性 がある」について	17
6	「第6 求釈明について」について	21
7	「第7 結語」について	22
第4	結語	22

被告は、本準備書面において、令和7年5月12日付け原告ら第59準備書面に対し、必要と認める範囲で認否・反論する。

なお、略語は平成24年9月26日付け答弁書の例による。

第1 はじめに

原告らは、第59準備書面において、令和6年能登半島地震によって、本件原子力発電所の敷地（以下「本件敷地」という。）内に存在する断層（以下「本件敷地内断層」という。）及び本件敷地周辺の断層の調査・検討が不十分であることが明らかになったなどと主張するとともに、求釈明を行っている。

そこで、以下、被告が同地震も踏まえ、新規制基準適合性審査に適切に対応し本件原子力発電所の安全性を確保することとしていることを述べた上で（後記第2）、第59準備書面に対して認否・反論を行い、求釈明に回答する（後記第3）。

第2 被告は令和6年能登半島地震も踏まえ新規制基準適合性審査に適切に対応し本件原子力発電所の安全性を確保することとしていること

令和6年能登半島地震において、本件原子力発電所は、1号機及び2号機とも、外部電源や必要な監視設備、冷却設備及び非常用電源等の機能を確保しており、原子炉施設の安全確保に何ら問題は生じておらず、本件原子力発電所に設置しているモニタリングポストの数値に変化はなく、外部への放射能の影響もない（乙A195）。

この点、本件1号機起動変圧器及び同2号機主変圧器については、変圧器本体に同地震による直接的な損傷はなく、設計不良等はなかったものの、付属品である放熱器配管等が共振を起こして損傷した

ことから、被告は、外部電源の更なる信頼性向上のため、同地震の知見を踏まえた変圧器の地震対策（耐震安全性の向上）を進めているところである（乙A219）。

また、被告は、これまで本件敷地周辺の断層について詳細な調査を実施し、その分布・活動性について把握してきたところ、同地震も踏まえ、追加調査を実施している。

この点、原告らが言及する富来川南岸断層（原告ら第59準備書面第2の4）について、同地震を踏まえても同断層の評価に影響がないことは、令和6年10月17日付け被告準備書面(35)第2の3(1)ア(i)で述べたとおりである（乙A220の7ないし19頁）。

現在、新規制基準適合性審査において、本件敷地周辺の断層に係る被告の調査結果及び評価について審議がなされているところであり、被告は、今後も同審査に適切に対応し、本件原子力発電所の耐震安全性を確保することとしている。

なお、原告らは「海底活断層」に言及し、富来川南岸断層と兜岩沖断層が連続するかのような図も示すが（原告ら第59準備書面第3の2）、各種調査結果によれば両断層が連続しないとする被告の評価が原子力規制委員会から妥当と判断されたことは、令和5年12月11日付け被告準備書面(34)第5の4(6)で述べたとおりである。

また、本件敷地内断層（原告ら第59準備書面第4の2）について、第1282回審査会合（令和6年9月6日）において、令和6年能登半島地震を踏まえても、「将来活動する可能性のある断層等」ではないとの評価を変更する必要があるとする被告の評価について、原子力規制委員会から妥当とされたことは、準備書面(35)第3の2(4)で述べたとおりである。

第3 原告ら第59準備書面に対する認否・反論

1 「第1 本書面の要旨」について

争う。

2 「第2 志賀原発周辺にある他の断層について、調査が不十分であり、見落としや耐震性に関する評価過誤がある可能性が否定できないこと（そして、今後も志賀原発の近傍を含む能登半島では大規模地震が発生する可能性が依然としてあること）」について

(1) 「1 原告の従前の主張」について

争う。

(2) 「2 令和6年能登半島地震に関する新たな知見（海域活断層関係）」について

ア 「(1)」について

令和7年1月15日に地震調査研究推進本部地震調査委員会（以下「地震調査委員会」という。）が公表した『『令和6年能登半島地震』に関する『地震調査委員長見解』（甲B413）に、原告らが第59準備書面第2の2(1)アないしカにおいて引用する記載があることは認め、その余は知らないし争う。

イ 「(2)」について

令和6年8月2日に地震調査委員会が公表した「日本海側の海域活断層の長期評価－兵庫県北方沖～新潟県上越地方沖－（令和6年8月版）」（甲B414）に、原告らが第59準備書面第2の2(2)アないしウにおいて引用する記載があることは認め、その余は知らないし争う。

なお、原告らは、甲B第414号証の2頁の「海域活断層の分布は主に産業技術総合研究所の地震探査に基づいているが、水深の浅い沿岸域には幅3－8km程度の調査測線の不足領域

があ」るとの記載を殊更に強調するが、被告は、産業技術総合研究所とは別に、本件原子力発電所から半径30キロメートル範囲を中心に、沿岸域も含めた稠密な海上音波探査を実施している（乙A221の18、35、63頁、乙A222の6、30頁）。

ウ「(3)」について

岩波書店の雑誌「科学」2024年7月号に掲載された、後藤秀昭「海底活断層の認定手法の転換を迫る能登半島地震」（甲B415）に、原告らが第59準備書面第2の2(3)アないしケにおいて引用する記載があることは認め、その余は知らないし争う。

なお、上記記事は、第三者の専門家による査読（ピア・レビュー）を経ておらず、学術論文には該当しない。

(3)「3 令和6年能登半島地震に関する新たな知見（令和6年11月26日発生の地震関係）」について

ア「(1)」について

令和6年12月10日に地震調査委員会が公表した「2024年11月の地震活動の評価」（甲B416）に、原告らが第59準備書面第2の3(1)アないしカにおいて引用する記載があることは認め、その余は知らないし争う。

イ「(2)」及び「(3)」について

認める。

なお、令和6年11月26日に石川県西方沖で発生したマグニチュード6.6の地震（以下「石川県西方沖地震」という。）により、本件原子力発電所の安全確保に問題は生じていない（乙A223）。

同地震は、被告が震源として考慮する活断層として評価している羽咋沖西撓曲付近で発生したものであるところ、平成26年の新規制基準適合性審査申請に際し、被告は、同撓曲を震源とする地震として、マグニチュード7.1を想定している(乙A47の6-5-69、6-5-73頁)。

(4)「4 令和6年能登半島地震に関する新たな知見(富来川南岸断層関係)」について

ア「(1)」について

概ね認める。

なお、富来川南岸断層については、原告ら第59準備書面第2の5(3)でも引用されているとおり、被告は、準備書面(35)第2の3(1)ア(イ)において、後期更新世(約12万ないし13万年前以降)以降の活動が否定できないものと評価している旨を述べているが、詳細は、以下のとおりである(令和3年5月24日付け上申書と同旨)。

第531回審査会合(平成29年12月8日)において、被告は、後期更新世に形成された中位段丘面に高度差がないことから、富来川南岸断層については後期更新世以降の活動は認められないと評価している旨を説明したところ(乙A224の17頁)、原子力規制委員会から、「敷地周辺を含む能登半島には、中位段丘Ⅰ面以外の段丘面が認定されています。ですので、そのほかの段丘面データも用いて、より詳細な範囲を網羅して、総合的に評価を行うことが必要だと考えています。(略)ほかの段丘面のデータも用いてより詳細な範囲を網羅して、総合的に評価を行っていただきたい。」(同19頁)として、中期更新世(約12万ないし13万年前から約78万年前まで)に形成

された高位段丘面のデータに基づき後期更新世以降活動したことがないことを証明するよう求めるコメントがなされた。

そこで、被告は、富来川南岸断層について、ボーリング調査、反射法地震探査、段丘面調査等の追加調査を実施した結果、同断層北方においては高位段丘面が広く分布することが確認されたものの、同断層南方において高位段丘面の分布が確認できず、高位段丘面のデータに基づき後期更新世以降活動したことがないことを証明することが困難であった。

また、第531回審査会合後に刊行された「活断層詳細デジタルマップ〔新編〕」（乙B195）において、改訂以前には掲載されていなかった富来川南岸断層が掲載された。

そこで、第973回審査会合（令和3年5月14日）において、被告は、より安全側の判断として、富来川南岸断層について、後期更新世以降の活動が否定できないものと評価したことを説明している（乙A225の6、7頁、乙A226の22、23頁）。

イ「(2)」について

雑誌「科学」2024年7月号に掲載された、鈴木康弘・渡辺満久「令和6年能登半島地震をめぐる予測の課題」（甲B419）に、原告らが第59準備書面第2の4(2)アないしウにおいて引用する記載があることは認め、その余は知らないし争う。

なお、上記記事は、甲B第415号証同様、査読を経ておらず、学術論文には該当しない。

この点、被告は、甲B第419号証も踏まえ、富来川南岸断層について追加調査を実施し、令和6年能登半島地震の際に

同断層周辺に地表変状が確認されたものの、同断層は震源断層として活動しておらず、評価に影響がないことを確認しており、現在、新規制基準適合性審査において被告の調査結果及び評価について審議がなされている（乙A220の7ないし19頁）。

また、原子力規制委員会の第71回技術情報検討会（令和7年3月27日）においては、鈴木・渡辺両氏の学会報告（日本地球惑星科学連合大会2024年大会における報告であり、査読は経ていない。甲B第419号証と同旨で、地表変状の成因は富来川南岸断層の活動によるとするもの。）について、

「（被告注：当該学会）当日の発表では、側方流動（被告注：地震で地盤が液状化した際に地盤が水平方向に移動する現象）等でも説明可能であること、当該地域では地震活動が見られない等の議論があった」とされた上で、その他の研究者の知見も踏まえ、「局所的な地盤の変位・変形に関しては震源断層による活動ではなく、地震動によって引き起こされた重力性すべりであるとする研究が大勢であった」とされている（乙B196の7、8頁。なお、本資料は令和7年度第7回原子力規制委員会（令和7年5月14日）で報告されている。）。

いずれにせよ、被告は、富来川南岸断層について、後期更新世以降の活動が否定できないものと評価しており、鈴木・渡辺両氏が指摘する、同断層周辺で確認された地表変状は、前記アで述べた、後期更新世以降の活動が否定できないとする被告の評価に影響するものではない。

(5)「5 小括」について

ア「(1)」について

知らないし争う。

イ「(2)」について

第2文は認め、第1文は争う。

なお、前記(3)で述べたとおり、石川県西方沖地震により、
本件原子力発電所の安全確保に問題は生じていない。

ウ「(3)」について

第2段落は認め、その余は知らないし争う。

エ「(4)」について

知らないし争う。

(6)「6 これまでの被告による断層認定に関する過誤」について

ア「(1)」について

準備書面(35)14頁及び第1193回審査会合(令和5年
10月6日)における被告提出資料(甲A166)に、原告ら
が第59準備書面第2の6(1)ア第1文並びにイ(7)及び(1)にお
いて引用する記載がそれぞれあることは認め、その余は争う。

この点、被告は、第1328回審査会合(令和7年3月2
1日)において、令和6年能登半島地震を踏まえた断層評価に
ついて原子力規制委員会に説明しているところ、地震調査委員
会が同地震の震源断層としている150キロメートル程度の範
囲に含まれる複数の断層について、被告は、安全側の観点から、
それらの断層全体を一連の断層として評価し、「海士岬―笹波
(東部)―能登北岸―NT2・NT3断層帯」の連動(直線距
離で約169キロメートル)及び「笹波(全長)―能登北岸―
NT2・NT3断層帯」の連動(直線距離で約178キロメー
トル)の2ケースを新たに考慮することとしており、現在、新
規制基準適合性審査において上記被告の評価について審議がな
されている(乙A221の9頁、乙A222の4頁)。

なお、令和6年能登半島地震における地震の規模を示すマグニチュード及び本件原子力発電所で観測された応答スペクトルは、いずれも、被告が平成26年の新規制基準適合性審査の申請に際して想定した内容を下回っていることは、準備書面(35)第2の3(2)ア(ウ)及びエ(7)で述べたとおりである。

イ「(2)」について

争う。

なお、原告らは、邑知潟断層帯等の評価の見直しについて言及するが、いずれも最新の知見を踏まえて安全側に判断したものであって、「過誤」(原告ら第59準備書面22頁)との指摘は当を得ない。

この点、裁判例においても、下記のとおり判示されている。

・松江地方裁判所平成22年5月31日判決(乙D13・控訴)

「本件においては、被告が、現時点における最新の科学的、専門技術的知見を反映したものと考えられる新耐震指針(略)に基づいて、耐震設計上考慮すべき『宍道断層』の長さを約22キロメートルとした評価の当否が問題なのであって(略)耐震設計上考慮すべき活断層の存否やその長さについて被告が主張を変遷させてきたということ等は(略)被告に今後も最新の科学的、専門技術的知見に基づいた必要な調査・安全対策を不断に行うこと等一層の努力を積み重ねる必要があるといたうとしても、上記問題の検討内容に直接には影響しないというべきである。」(乙D13の79頁)

・福井地方裁判所平成27年12月24日決定(判例時報2290号29頁・確定)

「債権者らは、債務者が大飯原発の敷地内を走るF-6 破碎帯の位置についての見解を変遷させたことを根拠に、活断層の調査が厳密にされたと信頼することはできないと主張するが、債務者が調査をする過程で破碎帯の位置についての見解を変遷させたこと自体は、原子力規制委員会の審査及び債務者の調査等がより厳密に行われた結果と評価することともできるのであって、このことを根拠に、債務者の地盤調査が厳密にされなかったということとはできないから、上記主張は失当である。」（判例時報 2290 号 44 頁）

- ・名古屋高等裁判所平成30年7月4日判決（判例時報 2413・2414 号 71 頁・確定）

「調査結果が変遷したのは、最新の科学的調査により正確な破碎帯の位置が判明したことによるのであって、別の破碎帯が存在することを示すものではなく、また、これをもって従前の調査がずさんであったとか、信頼性に欠けるものであったということにはならない。」（判例時報 2413・2414 号 107 頁）

3 「第3 今回の地震で生じた地震動や地盤隆起が志賀原発周辺で発生する可能性を一切考慮していないこと」について

(1) 「1 原告の従前の主張」について

争う。

(2) 「2 令和6年能登半島地震に関する新たな知見」について

雑誌「科学」の鈴木・渡辺両氏の記事（甲B419）及び同記事において引用されている「敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド」に原告らが第59準備書面第3の2(1)アないしキにおいて引用する記載がそれぞれあることは認め、そ

の余は知らないし争う。

なお、平成29年3月9日付け被告準備書面(28)第3の3(3)で述べたとおり、原告らが引用する渡辺・他(2015)(甲A61)は、①中位段丘(海成段丘)と河成段丘(陸成段丘)の区別ができていない(同240、241頁)、②中位段丘と判断した根拠として、3箇所の調査結果しか示していない上、うち2箇所の露頭調査は、岩盤まで掘削せず表層を確認しただけに留まる(同239頁)、③地層の堆積状況のみを根拠に当該地層を海成層と判断する(同242頁)といった科学的根拠を欠くものであるから、原告らの主張する「海底活断層」の存在及び当該断層が「富来川南岸断層に連続する可能性」(原告ら第59準備書面24、25頁)については、何ら根拠がない。

また、原告らは、「未確認の海底活断層は、富来川南岸断層に連続する可能性もある」とした上で、富来川南岸断層と兜岩冲断層が連続するかの図も示すが(原告ら第59準備書面25頁)、準備書面(34)第5の4(6)で述べたとおり、被告は有識者会合評価書の「今後の課題」を踏まえ、海上音波探査及び海底重力探査を実施し、両断層が連続しないことを確認するとともに、ボーリング調査及びトレンチ調査を実施し、原告らが「海底活断層」の根拠とする段丘面の高度差についても、断層活動によって形成されたものではないことを確認しているところ、かかる被告の評価については、原子力規制委員会から妥当と判断されている(乙A150の5.16-1-3ないし5.16-1-21頁)。

以上に述べたとおり、被告は、富来川南岸断層については詳細な調査を実施しているところ、新規制基準適合性審査を踏まえ、本件敷地周辺の断層について適切に評価した上で、本件原子力発

電所の耐震安全性を確保することとしている。

(3)「3 小括」について

争う。

なお、原告らは、新規制基準においては大規模な地盤の隆起を想定していないかのように述べるが、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則3条において、原子力発電所は、十分な支持性能を有し、変位・変形しない地盤に設置することが求められており、同規則の解釈3条において、「第3条第2項に規定する『変形』とは、地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下、液状化及び揺すり込み沈下等の周辺地盤の変状をいう。このうち上記の『地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み』については、広域的な地盤の隆起又は沈降によって生じるもののほか、局所的なものを含む。」として、地震発生に伴う地盤の隆起を考慮することが明記されている。

この点、被告は、新規制基準適合性審査の申請に当たり、本件原子力発電所周辺において、大規模な地盤の隆起を引き起こすような断層がないことを確認している（乙A47の6-3-236、6-3-237、6-3-285ないし6-3-287頁）。

また、被告は、令和6年能登半島地震を踏まえ、震源断層に近い能登半島北部において数メートルの隆起が確認された一方で、本件原子力発電所周辺においては顕著な隆起は認められず、本件敷地は平均約4センチメートルの沈降に留まること及び同敷地においては新規制基準（基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価に係る審査ガイド）で定められている評価の目安（2000分の1）を

下回る10万分の1以下の傾斜が認められたに過ぎないことを確認しており、かかる被告の評価については、原子力規制委員会から妥当と判断されている（乙A189の95ないし100頁、乙A200の61頁）。

さらに、被告は、令和6年11月1日、本件原子力発電所において、万一、大規模な地盤の隆起が発生した場合をも想定した代替取水訓練を実施し、原子力規制委員会に報告している（乙B197の52ないし54頁。なお、本資料は令和7年度第25回原子力規制委員会（令和7年8月20日）で報告されている。）。

4「第4 志賀原発の敷地内断層に関する調査、検討が不十分であること」について

(1)「1 原告の従前の主張」について

争う。

(2)「2 被告による追加調査とその問題点」について

第1段落は認め、その余は争う。

そもそも、準備書面(35)第3の2で述べたとおり、被告は、令和6年能登半島地震後に、本件敷地の地盤において変状が認められた箇所のうち、代表箇所を掘削調査するとともに、本件敷地内断層のうち相対的に規模の大きなS-1、S-2・S-6、S-4、K-2及びK-3について、露頭調査を実施した上で、同地震において本件敷地内断層はずれ動いておらず、「将来活動する可能性のある断層等」ではないとの評価を変更する必要がないと評価しており、第1282回審査会合において、被告の評価は妥当と判断されている（乙A203の67頁、乙A204の3頁）。

なお、原告らは、上記変状に係る被告の調査について、「79箇所をすべて掘削調査したものではない。掘削調査したのはその

うちわずか5箇所である。しかも、敷地内断層付近の変状3箇所についても1箇所のみを追加調査しているにすぎない。」「当該掘削調査地点が全体を代表するものかの根拠や説明は不十分」(原告ら第59準備書面29頁)などと述べるが、変状が認められた全79箇所の大部分は盛土・埋戻土の範囲内のものであり、変状の原因は表層の盛土・埋戻土が揺すり込み沈下したためであって、敷地内断層の活動によるものではない(乙A204の3、35頁)。

その上で、被告は、本件敷地内断層付近で変状が認められる3箇所(No. 74ないし76)のうち、S-1に近く、舗装の継ぎ目でない1箇所(No. 76)の掘削調査を行うとともに、本件敷地内断層の延長に位置する箇所等の4箇所(No. 6、No. 45、No. 53及びNo. 64)の掘削調査を行った結果、いずれも、変状がごく表層に留まり、敷地内断層に沿って変位を生じる傾向は認められないことを確認しており、原子力規制委員会においては、かかる調査地点の選定も含め、妥当と評価されている(乙A203の39ないし67頁、乙A204の47ないし51、64ないし69頁)。

この点、山中伸介・原子力規制委員会委員長も、「敷地内断層については一定の結論が出ております」(乙A227の7頁)、
「敷地内断層についてのその結論というのは前任でございます石渡委員が出していただいた結論から変わることはない」(乙A228の3頁)と述べているところである。

- (3)「3 小括」について
争う。

5 「第5 志賀原発の施設や機器が実際には基準地震動や機器ごとに必要な耐震性を満たす設計や設置が行われていない可能性がある」について

(1) 「1 原告の従前の主張」について
争う。

(2) 「2 『令和6年能登半島地震以降の志賀原子力発電所の現況について（5月31日現在）』（乙A第195号証）から分かること」について

ア「(1)」について

第1文は認め、その余は争う。

令和6年能登半島地震において、本件原子力発電所の外部電源は、5系統中3系統が維持されており、外部電源の確保に問題がないことは、準備書面(35)第2の3(1)イ(i)aで述べたとおりである（被告は、残り2系統についても、移動式変電所を用いて受電することとしている（乙A192の添付資料）。）。

この点、変圧器本体に同地震による直接的な損傷はなく、設計不良等はなかったものの、付属品である放熱器配管等が共振を起こして損傷したことから（乙B198の10、13頁。なお、本資料は、原子力規制委員会の第66回技術情報検討会（令和6年7月25日）及び令和6年度第27回原子力規制委員会（同年8月28日）に報告されており、外部電源に係る耐震重要度分類等を変更する必要はないことがあらためて確認されている。）、被告は、外部電源の更なる信頼性向上のため、同地震の知見を踏まえた変圧器の地震対策（耐震安全性の向上）を進めることとしている（後記イ及びウ）。

この点、山中委員長も、同年6月5日の記者会見において、

「耐震性を上げられるのではないかなと思います。例えば、そういう弱い部分に（被告注：共振を抑制するための）サポートをつける」（乙A196の8頁）と述べていることは、準備書面(35)第2の3(2)エ(i)aで述べたとおりである。

イ「(2)」及び「(3)」について

争う。

準備書面(35)第2の3(2)エ(i)aで述べたとおり、本件1号機起動変圧器の最大床応答加速度（東西方向）は460ガルであったものの、変圧器の上部等では、共振によって地震動が増幅され500ガルを超える加速度が発生しているのであるから、最大床応答加速度のみを挙げて、「500ガルを下回る地震動によって故障した」（原告ら第59準備書面31頁）とする原告らの主張は誤りである。

なお、原子力発電所に設置されている変圧器は、耐震Cクラスに機器に属するところ、J E A G 5 0 0 3「変電所等における電気設備の耐震設計指針」においては、耐震Cクラスに要求される地震動（約0.2G）を上回る0.5Gを考慮して設計されている（乙B198の13頁）。

また、本件1号機起動変圧器については、令和6年8月までに、令和6年能登半島地震と同程度の地震が発生した場合でも絶縁油の漏えいが発生しないよう地震対策（溶接構造の変更、振れ止め金具の設置、筋交いの増加等）を施した放熱器への取替えを実施済みである（乙A193の添付資料）。

ウ「(4)」について

争う。

本件2号機主変圧器の最大床応答加速度（東西方向）は5

10ガルであり、そもそも、変圧器の上部等では、共振によって地震動が増幅され500ガルを超える加速度が発生しているのであるから、最大床応答加速度のみを挙げて、「500ガルを下回る地震動によって故障したか否かは明確ではない」（原告ら第59準備書面32頁）とする原告らの主張は誤りである。

また、本件2号機主変圧器については、今後、一式取替えに合わせて地震対策を講じる予定である（乙A193の別紙2の5頁）。

エ「(5)」について

争う。

(3)「3 変圧器は安全上重要な設備には該当せず、基準地震動を満たすことが求められるものではないとする被告の主張について」について

ア「(1)」について

第1段落は認め、その余は争う。

イ「(2)」について

争う。

外部電源に係る変圧器は原子力発電所の安全上重要な機器ではなく、「基準地震動を満たす設計や設置」（原告ら第59準備書面30頁）が求められるものではない。

この点、山中委員長も、「変圧器の故障等ございましたけれども、安全上何か大きな課題があったというふうには理解しておりません」（乙A228の5頁）と述べているところである。

ウ「(3)」について

第3段落ないし第5段落は認め、その余は争う。

そもそも、原子力発電所の安全設計においては、外部電源

が喪失した場合を前提とした諸対策が実施されており、安全性の確保という観点からは、非常用電源が重要であって、これに格段の信頼性を持たせている。

この点、被告は、本件原子力発電所において、建設時より、非常用電源として、非常用ディーゼル発電機を備えており、さらに、福島第一原子力発電所事故を踏まえ、非常用ディーゼル発電機が喪失した場合の電源として、代替電源設備を確保するとともに、非常用ディーゼル発電機や代替電源設備等に必要な燃料を確保するため軽油タンクを設置していること（乙A47の66ないし68、73、8-1-129、8-1-130頁、乙A73の7、8頁）は、平成27年2月26日付け被告準備書面(14)第3章第3の6(3)で述べたとおりである。

また、福島第一原子力発電所事故における全交流電源喪失の原因は津波による配電盤の機能喪失であり、仮に外部電源が確保されていたとしても状況に変わりはないこと（乙B58の43頁）は、平成26年9月24日付け被告準備書面(11)第3の5(2)で述べたとおりであり、同事故の際に、「外部電源が確保されていれば、全交流電源喪失という事態は生じなかった。」（原告ら第59準備書面34頁）ことを前提とする原告らの主張は誤りである。

付言すると、準備書面(14)第3章第3の2で述べたとおり、被告は、万一津波が防潮堤、防潮壁を越えて建屋内に流入した場合や、万一地震に起因する機器の破損等により内部溢水が生じた場合でも、配管貫通部の止水処理や、扉の水密化等により、安全施設が溢水影響を受けて機能を損なうことのない設計とするとともに、放射性物質を含む液体が管理区域から漏えいしな

い設計としており（乙A47の14、8-1-65、8-1-66頁）、同事故のように、非常用ディーゼル発電機や配電盤が水没により機能を喪失することはない。

エ「(4) 小括」について

争う。

なお、原告らが引用する福井地方裁判所平成26年5月14日判決・判例時報2228号72頁及び福井地方裁判所平成27年4月14日決定・判例時報2290号13頁が、いずれも原子力発電所の安全性に係る事実認定の誤りにより取り消されていること（前掲名古屋高等裁判所金沢支部平成30年7月4日判決・判例時報2413・2414号71頁及び前掲福井地方裁判所平成27年12月24日決定・判例時報2290号29頁。いずれも確定）は、準備書面(35)第2の3(2)エ(i)cで述べたとおりである。

6「第6 求釈明について」について

(1)「1 本準備書面前の求釈明について」について

令和6年8月30日付け求釈明事項に対する回答書等で述べたとおり、S-1に関する旧A・Bトレンチ及び掘削法面の写真及びスケッチ図は、いずれも本件訴訟に紙媒体（乙A34、乙A152）で提出済みである。

(2)「2 本準備書面の主張に関連する求釈明について」について

ア「(1)」について

前記2(2)で述べたとおり、被告は、地震調査委員会が引用する産業技術総合研究所の探査とは別に、本件原子力発電所から半径30キロメートル範囲を中心に、沿岸域も含めた稠密な海上音波探査を実施しており、被告は、今後も令和6年能登半

島地震等の知見を反映し、新規制基準適合性審査に適切に対応していく予定である。

イ「(2)」について

本件原子力発電所の各変圧器に地震計は設置されていない。

この点、各変圧器に作用した応答加速度については、令和6年能登半島地震のはざとり波を用いた動的解析を実施することにより算定している（乙A219の5、9頁、同添付資料－6、添付資料－7）。

ウ「(3)」について

前記5(2)で述べたとおり、被告は、変圧器について共振対策を実施するなど、外部電源の更なる信頼性向上のため、令和6年能登半島地震の知見を踏まえた地震対策（耐震安全性の向上）を進めている。

また、その他の機器、配管等についても、必要に応じて地震対策（耐震安全性の向上）を進めている（乙A73の4頁）。

7「第7 結語」について

争う。

第4 結語

以上に述べたとおり、令和6年能登半島地震により、本件原子力発電所の安全確保に問題は生じておらず、原子力規制委員会においては、同地震に係る知見も含めた多方面にわたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見を踏まえた審査が行われているところ、第1321回審査会合（令和7年2月21日）においては火山について、第1334回審査会合（同年4月11日）においては地下構造について審議がそれぞれ完了するなど（乙A229、乙A230）、審査は着実

に進捗しており、被告としては、同審査に適切に対応し、本件原子力発電所の安全性を確保することとしている。

今後、被告は、同審査について、御庁に適宜報告するとともに、同審査を踏まえ、本件原子力発電所の安全性について主張立証していく予定である。

以 上